

今こそ読もう・知ろう! 憲法!



第11回

「健康で文化的な最低限度の生活」?

明日の自由を守る若手弁護士の会
堀金博

【憲法 25 条】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法25条と言えば、漫画のタイトルにもなっている「健康で文化的な最低限度の生活」という文言が非常に有名です。先日は駅前ですト前の高校生(?)が、友達とこの文言を確認している場面に出くわし、微笑ましかったです。

「健康で文化的な最低限度の生活」なら良かったと思いませんか。人たるに値する「生存権」の保障として、アジア各地を侵略して多数の無辜の市民を殺戮するなど悲劇的な太平洋戦争の敗戦を経て、日本の市民がやっと手にしたのが日本国憲法でした。

「健康で文化的な最低限度の生活」という文言も登場します。憲法25条全体の規定内容を踏まえると、「社会保障」とは、失業しても高齢や病気になっても障害を負っていても(要するにどのような状態にあっても)、全ての国民に国が「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として保障する制度と定義できます。

もちろん生存ぎりぎりの「最低限度の生活」では許されず、人たるに値する「健康で文化的な生活」が保障されるわけです。権利を守るために「生存権」の保障に必要不可欠な努力が、市民が何もなくても国が充実した社会保障制度を整備してくれる訳ではありません。これまでも多数の市民運動や裁判を通じて社会保障の具体的な内容が争われ、制度の改善や権利の実現を市民の手で勝ち取ってきました。

低すぎる生活保護費が争点となった著名な朝日訴訟では、原告の朝日茂さんが「人権は闘う者の手にある」と繰り返しましたが、まさに市民の多年にわたる努力・闘争が現在の社会保障障につながってきたのです。憲法の数ある条項の中でも、生存権や社会保障の問題に関連して25条の解釈に言及されることは多いと思います。制定当初は、憲法25条の規定が抽象的だから、これは単なるプログラムの規定であり、国に対する政治的義務が定められているだけで法的義務までは課せられていないという立場も有力でした。

しかし、その後の朝日訴訟等の市民運動・裁判闘争を経て、このような解釈は克服され、現在では憲法25条によって国に法的義務が課せられていることには異論がありません。もちろん、その具体的な内容・程度については様々な立場や議論がありますので、今後も憲法25条や生活保護法、各種の公的保険や社会福祉法制等をテーマとして争われるでしょう。その中で生存権や社会保障の具体的な姿が明らかとなっていくでしょう。

言ってみてもなく、われわれ市民の日常生活や社会生活に直結する問題です。一人ひとりの「健康で文化的な生活」が具体的に、実際の暮らしに守られるためにも、政治や制度の移り変わり、税金の使い道等に関心を持って運動や監視を怠らないことが重要です。

最後に、憲法25条が豊かな可能性を秘めた規定であることに言及しておきたいと思えます。実は、憲法25条は「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するうえで必要不可欠な環境(良い環境を享受する権利)も保障していると考えられており、様々な公害裁判や環境裁判でも主張されてきました。その具体的な内容については紙幅がありませんので省略しますが、生存権にしろ、環境権にしろ、弱い立場に置かれて困っている他者の状況を知り、共感したり、周囲に知らせたり、何とか解決しようとして議論したり、要望事項をまとめて国や自治体に改善を求めたりすることが必要なのことは共通しています。個々の市民が想像力を働かせ、市民社会の連帯の力で憲法25条の本来の趣旨を実現させていくことが求められているのです。それは、単なる多数決ではない、民主主義の豊かな発展につながる道でもあるのです。

〈ほりかね ひろし〉

弁護士法人徳島合同法律事務所・弁護士(徳島弁護士会)。大学生のときに大阪・釜ヶ崎を訪れ、貧困問題に取り組む弁護士を志す。2009年に弁護士登録し、2011年より日弁連・貧困問題対策本部に所属。信頼できる多くの先輩や仲間にも導かれ、各種労働事件の他、生活困窮者支援や求職者支援、最低賃金等の問題にも取り組む。



申込受付中! 保険医年金 予定利率 1.140%

※7月1日から適用 (6/30まで1.259%)
【短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります】

保険医年金は全国で加入者数約5万2千人、積立金総額1兆3千億円を超える会員のための私的年金制度です。生保6社(大樹・明治安田・富国・日本・太陽・第一)が受託し、制度発足以来54年間、年金受給者の受給額をカットしたことは一度もありません。

着実な老後設計に一時払も好評です!

【おねがい】
※普及委託生命保険会社4社の職員が保険医年金のおすすめで診療所等を訪問した際は“共済制度普及社員証”を必ずご確認の上、何卒ご面談頂きますようお願い申し上げます。

- ## 自在性が魅力!
- 年金受給時には10年・15年定額型、15年・20年逡増型の4種類から選択。
 - 急な出費にも1口単位で解約可能(手数料不要)。
 - 払い込みが困難なときに掛金中断、余裕ができたときに掛金再開(手数料不要)。
 - 万一の時はご遺族に全額給付。

| 加入期間 | 元利合計 |
|------|------------|
| 5年 | 1,030,600円 |
| 10年 | 1,085,800円 |
| 20年 | 1,205,200円 |

加入口数 ●月払い: 1口1万円(通算30口まで)
●一時払: 1口50万円(毎回40口まで)

加入資格 満74歳までの協会会員
※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

※ここでご案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お支払い条件等については、パンフレット・申込書等を必ずご確認ください。

★保険医年金のお問合せは、大阪府保険医協会/共済部 (☎06-6568-7721) まで